

横浜市がん患者ウィッグ購入費助成要綱

制定 令和 7 年 3 月 28 日 医が第 1385 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、抗がん剤治療等に伴う外見の悩みを抱えている者に対し、ウィッグ（ウィッグのカット、ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネット、帽子的ほか、材料を購入して作成した場合の材料を含む。）の購入費用の一部又は全部を助成することにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 横浜市がん患者ウィッグ購入費助成事業については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第 2 条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時（本人死亡の場合は死亡日）に横浜市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) がん治療の副作用による脱毛症状等に対処するために、第 4 条に規定する経費を支出した者。または、非がん患者であって抗がん剤治療の副作用による脱毛症状等に対処するために、第 4 条に規定する経費を支出した者。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(助成申請者)

第 3 条 対象者に代わって第 6 条に規定する交付の申請を行う者は、第 2 条第 3 号に該当するものでなければならない。

2 対象者が未成年の場合、第 6 条に規定する交付の申請を行う者は、その保護者とする。

(助成対象経費)

第 4 条 助成の対象経費は、ウィッグの購入に要した費用（国内消費税及び地方消費税相当額を含む）とする（ポイントや金券等を購入代金の一部又は全てに充当した場合を含む。但し、送料等の手数料は含まない。）。

(助成金)

第 5 条 助成金は、予算の範囲内で交付するものとし、対象経費と 10,000 円のいずれか少ない額とする。

2 ウィッグの購入にあたり他の助成等がある場合は、前項に規定する助成金からその額を減じた額を、助成金とする。

(交付の申請)

第 6 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、ウィッグを

購入した日の翌日から起算して1年以内に、「横浜市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書（第1号様式）」に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ウィッグの購入と金額の明細がわかる書類（領収書の写し等）
- (2) 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診が確認できる、申請日の前日から起算して2年以内に作成された書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条に定める助成対象経費に対して公的な助成金を受けた対象者についての新たな申請は、交付決定を受けた翌年度から5年間はできない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは「横浜市がん患者ウィッグ購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）」により、交付しないときは「横浜市がん患者ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書（第3号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（助成対象者の資格確認）

第8条 市長は、必要に応じ、対象者又は申請者が第2条第3号に該当するか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、対象者又は申請者が、第2条第3号に該当しないとき、その他市長が認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（助成金の支払）

第10条 市長は、第7条に規定する助成金の交付を決定したときには、申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成申請者が偽り、その他の不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（関係書類の整備）

第12条 申請者は、助成対象経費に係る収入及び支出についての証拠書類、申請時に付した書類の原本について整備し、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から5年間は整備保存しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。